

人口 1,259人(-13)/男 605人(-4)/女 654人(-9)/世帯数 550戸(-5)

ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>

// (観光) <http://www.ooshika.com>

電子メールアドレス info@vill.ooshika.nagano.jp

祝 入学園



2008
4

広報

おおしかが

No. 191

◇平成20年4月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社



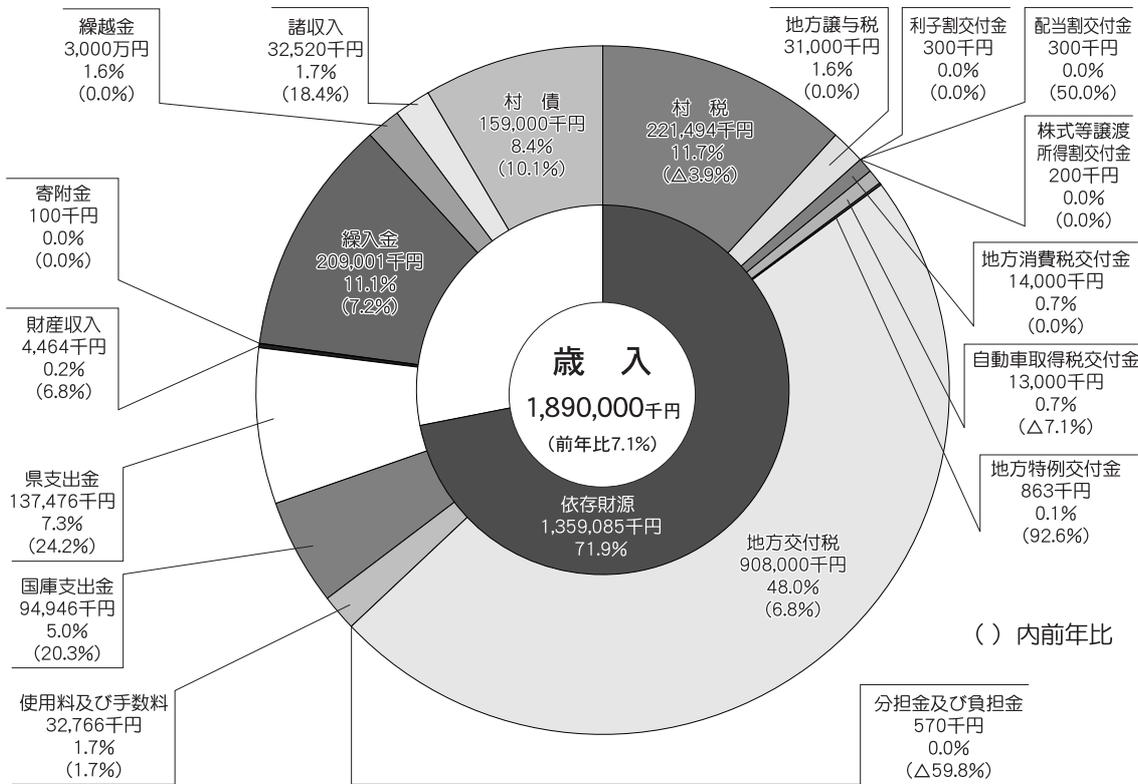
the most beautiful
villages
in japan

平成20年度

村の予算

平成20年度一般会計予算及び特別会計予算を3月定例村議会に上程し、可決されました。

一般会計では歳入歳出とも18億9,000万円となり、前年度当初予算に比べ金額では1億2,500万円、率では7.1%の増となりました。



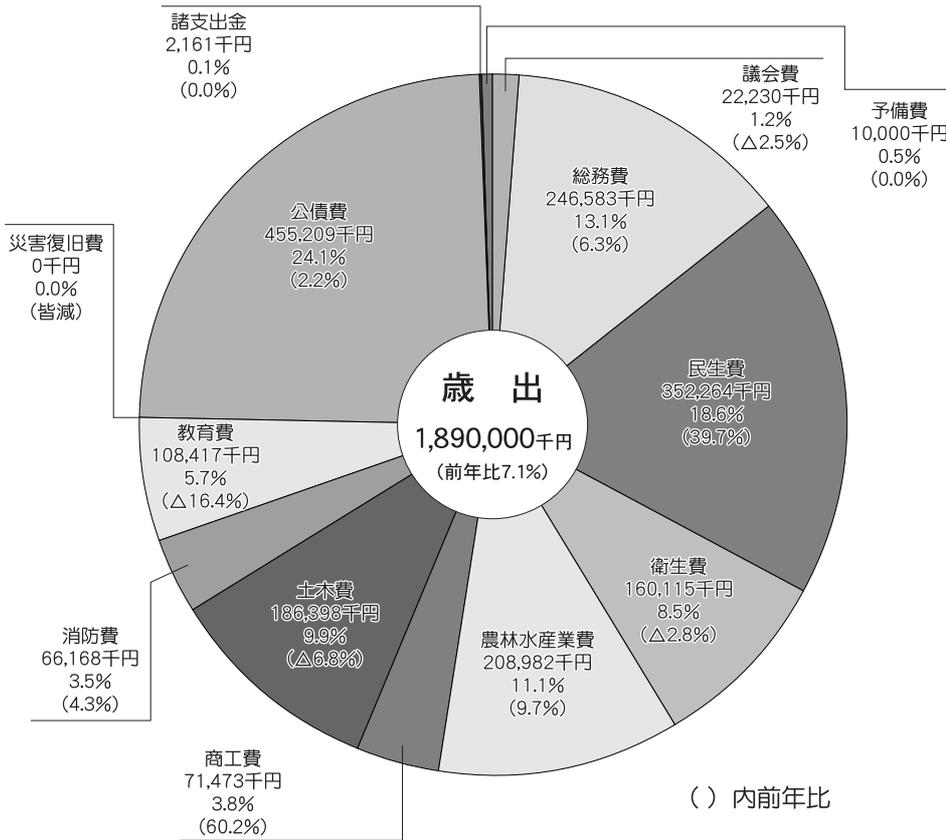
歳入

歳入では、村民税で一九七万円、固定資産税で大鹿発電施設の減価償却に伴い七二二万円の減額を見込んでおります。地方交付税は国の地方財政計画に基づき五、八〇〇万円の増額、国庫支出金、基金からの繰入金及び村債は村道梨原線の道路改良工事、生活支援センターの建設のため増額となりました。

一般会計の歳入内訳表

歳入	予算額 (単位:万円)	主 内 容
村 税	221,494	○村民税○法人税○固定資産税○軽自動車税○村たばこ税○入湯税
譲与税・交付金	59,663	○国・県税の一部を一定の基準により譲与・交付されるもの
地方交付税	908,000	○県及び市町村が標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費のうち、村税・譲与税・交付金等の収入見込み額で賅えない財源不足額について国税を一定割合の額で公平に補填するもの
分担金及び負担金	570	○老人施設入所者負担金
使用料及び手数料	32,766	○CATV施設使用料○保育所使用料○家畜診療所等使用料○村営住宅等使用料○博物館等使用料○燃やすごみ処理等手数料
国庫支出金	94,946	○身体障害者保護費○児童手当○地域介護・福祉空間等整備○合併浄化槽設置事業○道整備交付金事業○民俗文化財伝承・活用事業○民俗文化財伝承・活用事業
県支出金	137,476	○身体障害者保護費○授産所施設事務費○後期高齢者基盤安定事業○元気づくり支援金事業○福祉医療費○合併浄化槽設置事業○中山間地域直接支払事業○農山漁村活性化プロジェクト事業○強い園芸産地育成事業○森林整備地域活動支援○野生鳥獣共存の里づくり事業○森林造成事業○道整備交付金事業○農業用 watersource 地域保全対策
財産収入	4,464	○村有土地建物貸付収入○基金利子
寄 附 金	100	○歌舞伎寄付金
繰 入 金	209,001	○減債基金○公共施設等整備基金○文教施設整備基金○森林整備基金
繰 越 金	30,000	○前年度繰越金
諸 収 入	32,520	○分収造林受託事業○授産所施設受託収入○砂利採取協力金○NEDO技術開発機構助成金○介護給付費収入
村 債	159,000	○過疎対策事業債○臨時財政対策債
計	1,890,000	

歳出



歳出では、民生費で一億十一万円（前年比三九・七％）の増額となりました。これは主に生活支援センターの建設によるものです。商工費では二、六八七万円（前年比六〇・二％）の増額となりました。これは主に大西公園整備事業によるものです。

尚、公債費については一、四六〇万円（前年比一〇・一％）の増額となっております。これは財政健全化計画に基づく繰上償還元金を計上したため増額となっております。

ソフト面では、「日本で最も美しい村」推進事業や都市へのPR事業と交流事業、高校生の麻疹・風疹や中学生までのインフルエンザ予防接種費用の全額公費負担、在宅乳幼児への絵本の配布事業等が計画されています。

各会計予算概要

(単位: 千円)

会 計	平成20年度当初予算額	平成19年度当初予算額	増 減 額	増減率(%)
一 般 会 計	1,890,000	1,765,000	125,000	7.1
国民健康保険特別会計	165,529	166,234	△ 705	△ 0.4
診療所特別会計	114,200	124,084	△ 9,884	△ 8.0
村営水道特別会計	89,010	98,034	△ 9,024	△ 9.2
老人保健医療特別会計	21,935	211,903	△ 189,968	△ 89.7
介護保険特別会計	173,347	163,694	9,653	5.9
後期高齢者医療特別会計	21,845	0	21,845	皆増
合 計	2,475,866	2,528,949	△ 53,083	△ 2.1

一般会計の費目別主要事業

歳 出	予算額 (単位: 万円)	主 な 事 業 名
議 会 費	22,230	○村議会運営経費
総 務 費	246,583	○美しい村連合関係○元気づくり支援金事業○住民記録・税業務等業務機器更新○地上デジタル放送設備工事○地籍調査事業○農業委員会選挙経費
民 生 費	352,264	○生活支援センター建設事業○老人福祉事業○在宅福祉事業○在宅介護支援センター運営事業○授産施設運営事業○保育所運営事業○社会福祉協議会補助金
衛 生 費	160,115	○後期高齢者医療負担金○患者輸送車運行事業○予防・健康増進事業○環境等パトロール事業○合併浄化槽等設置補助事業○し尿・ごみ処理事業
農 林 水 産 業 費	208,982	○農業委員会運営経費○園芸施設設置事業○獣害防止対策事業○家畜診療所運営事業○中山間地直接支払事業○農山漁村活性化プロジェクト事業○造林・林道改良等事業
商 工 費	71,473	○観光情報の受発信○村路線バス運行委託○商工会・観光協会補助○観光施設維持修繕○さくらの女王選考経費○大西公園整備事業○村内案内板整備事業
土 木 費	186,398	○村道改良・維持工事○河川・農地維持経費○村営・公営住宅管理運営
消 防 費	66,168	○常備・非常備消防業務○山岳遭難救助業務○災害備蓄倉庫整備事業
教 育 費	108,417	○小中学校教育○高校通学補助○歌舞伎伝承事業○文化施設管理運営○公民館活動事業
災 害 復 旧 費	0	
公 債 費	455,209	○長期償還元金・利子
諸 支 出 金	2,161	○基金積立利子
予 備 費	10,000	
計	1,890,000	

平成20年3月

大鹿村議会定例会報告

平成二十年三月大鹿村議会定例会が三月七日から十七日までの十一日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告一件、条例案件八件、平成十九年度補正予算五件、平成二十年当初予算七件、後期高齢者医療広域連合規約の改正一件の二十二件がすべて原案どおり承認・可決されました。請願一件は審議の結果採択されて意見書が、上局に提出されました。また、一般質問は七名の議員からありました。

報告

報告第一号 平成十九年度大鹿村一般会計補正予算(第四号)の専決処分の承認を求めるについて

福祉灯油券の発行にかかる費用に関するもの

例の一部を改正する条例の制定について

議員報酬の削減を一年延長

議案第三号 大鹿村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

正副村長の給料の減額を一年延長

議案第四号 大鹿村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

後期高齢者医療特別会計の新設

議案第五号 大鹿村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

後期高齢者医療保険の新

議案第二号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条

設に伴う改正

議案第六号 大鹿村授産所設置条例の一部を改正する条例の制定について

授産所の定員を三十人から二十人に減ずる改正

議案第七号 大鹿村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

被保険者の一部負担金の改正など

議案第八号 大鹿村後期高齢者医療に関する条例の制定について

新規制定

議案第九号 平成十九年度大鹿村一般会計補正予算(第五号)について

議案第十号 平成十九年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算(第三号)について

議案第十一号 平成十九年度大鹿村立診療所特別会計補正予算(第四号)について

議案第十二号 平成十九年度大鹿村営水道特別会計補正予算(第三号)について

議案第十三号 平成十九年度大鹿村介護保険特別会計補正予算(第三号)について

議案第十四号 平成二十年大鹿村一般会計予算について

議案第十五号 平成二十年大鹿村国民健康保険特別会計

予算について

議案第十六号 平成二十年大鹿村立診療所特別会計予算について

議案第十七号 平成二十年大鹿村営水道特別会計予算について

議案第十八号 平成二十年大鹿村老人保健医療特別会計予算について

議案第十九号 平成二十年大鹿村介護保険特別会計予算について

議案第二十号 平成二十年大鹿村後期高齢者医療特別会計予算について

議案第二十一号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議員発議

発議第一号 森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める意見書の提出について

発議第二号 「飲酒運転根絶宣言」について

飲酒運転は、絶対に許してはいけないこととなっているが、今なお悲惨な事故のニュースが報じられることがある。

大鹿村民は「酒を飲ん

だら運転しない。運転する人には酒を飲ませない」に取組み、飲酒運転を根絶することを宣言する。

請願

○森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める意見書の提出を求める請願書 採択

一般質問

「熊谷 英俊議員」

*景観条例の制定について(村長) 日本で最も美しい村連合の加盟審査項目に、景観に関するルールがあることが入っている。村でも村民が賛同できるようなものを二十年度中に具体的なたたき台を作っていく。

*村外協力者との接点づくりについて(村長) ふるさと納税など、村外者との接点については、ご指摘のとおり今のところできていない。歌舞伎や美しい村の運動を対象にして、何らかの受け皿を作るようにしたい。

「茂木 寛議員」

＊リニア中央新幹線の調査が大鹿でも始まりますが

（村長）大鹿村は飯伊リニア中央新幹線建設促進連盟に加盟しており、建設の推進は異存が無い、JRから要請があれば積極的に協力したい。通るようになれば経済的な効果も期待したい。

＊流動人口の把握について

（村長）観光の入り込み客を正確に把握することは非常に難しい。歌舞伎など一時的なものや、登山者カードなども参考になるのではないかと

＊大鹿歌舞伎保存会について

（村長）大鹿歌舞伎保存会には、会計、事務の規程がある、会計については監査を受けており、理事会、評議員会にもかけられ報告されている。愛好会にも会則などはある、できるだけ公表していきたい。

「北島千良穂議員」

＊大鹿村の観光の未来像について

（村長）歌舞伎や史跡、中央構造線博物館など地質関係と観光資源は豊富だと思つている。計画をつくり実行するには多くの金がかかると思つて、財政的な面とともに、観

光協会や一般の方を含めて検討していきたい。

「神田仁佐夫議員」

＊空き家対策の一環として旧施設の利用について

（村長）ご質問の施設は、JAのものであり、今後の使用には相当の金が必要になると思われる。夏秋イチゴの栽培についてもこれからのことであり、距離も遠いので、利用は難しいのではないかと

「小澤 正議員」

＊松川インター大鹿線の通行量について

（村長）今、工事関係の通行量が増えていることは承知しており、小渋利組合を通じて安全な通行ができるようお願いをしていきたい。道路の改良については建設事務所やダム統管などにもお願いをしている。

＊医療体制の継続的な確立について

（村長）大鹿村の医療体制は、常駐の医師がいることで他の町村からうらやましがられている。今後も医師が欠けることがないように努力していく。

＊特別養護老人ホーム入所待機状況と今後の対応について

（村長）特養の設置町村では定員の三十％の優先入所が認められている。（保健福祉課長）現在、飯伊地区内の待機者は七十七名で、そのうち大鹿の方は七名です。昨年、大鹿から入所できた方はありませんし、次にいつ入れるかは分かりません。

て

（村長）この制度については

一人暮らしの家には、状況により保健福祉課の職員が対応しました。除雪機の件は、検討していきたい。

＊後期高齢者医療制度について

（村長）この制度については国において決められている。制度に係る保険料は増える人、減る人ありで一概には言えない。

「矢澤 正議員」

＊高齢化の進む中、村として何が出来るか。

（村長）除雪については、地域内、集落内で協力して対応は、以前言われていたような

＊住民基本台帳 住基ネットについて

（村長）住基ネットについては、以前言われていたような

していただきたい。この冬、情報漏れの話は聞いていないので利用されたい。（住民税務課長）大鹿でのカード発行数は五枚です。Eタックスを利用された方もおられます。

＊黒塚 悟議員

＊村民から意見、提案、要望の募集について

（村長）意見箱への投書は今までに四通であった。今は自治会長さんを通じて意見を出していただけるとありがたいし、懇談会に出かけていくつもりです。

平成21年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

- 平成21年歌会始のお題「生」と定められました。
- 詠進歌の詠進要領
 - 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
 - 書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください。（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。）
なお、主婦の場合は単に「主婦」と書いても構いません。
 - 用紙は、半紙とし、自筆で自書してください。但し、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし毛筆でなくても差し支えありません。
 - 病気または身体障害のため毛筆にて自書することが出来ない場合は下記による事が出来ます。
 - お代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
 - 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
 - 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。
- 注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

 - お題を読み込んでいない場合
 - 一人で二首以上詠進した場合
 - 詠進歌が既には発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合
 - 詠進歌を歌会始の行われる以前に新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
 - 二の(4)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
 - 住所、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合
- 詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。
- 郵送のあて先

〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。
- 疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。
また、宮内庁ホームページ (<http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08.html>) を御参照下さい。

お題「生」	、	、	、	、	、
住所	、	、	、	、	、
電話番号	、	、	、	、	、
氏名	、	、	、	、	、
職業	、	、	、	、	、

税 務 だ よ り

平成20年4月号

平成20年度 村税等の課税月一覧

税目	課税月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	個人村・県民税	普通徴収			1期			2期	3期			4期		
	*特別徴収	11期	12期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	毎月
固定資産税			1期		2期				3期			4期		年4回
軽自動車税		1期												年1回
*国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	毎月

*個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。(特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。網掛け部分は、前年分となります。)

*国民健康保険税は、4月から6月まで 暫定、7月に本算定となり年間の額が確定されます。

◎村税等のお支払は……便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は預金口座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】 JAみなみ信州、飯田信用金庫、郵便局

【申し込み手続き】 役場または取扱金融機関に申込書がありますのでご利用ください。

飯田税務署からのお知らせ

平成20年5月1日(木)から、国税に関するご相談のうち内容が複雑で事実関係を確認する必要があるご相談については、事前に税務署に電話予約をいただいた上での面接相談となります。国税に関するご相談を希望される方は、まず電話にてお問い合わせください。

飯田税務署 ☎0265-22-1165

軽自動車税の身障者等減免申請は4月24日(木)までです。

○身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

□減免の対象となる軽自動車等

1. 軽自動車等の所有者（納税義務者）および台数等

軽自動車等の所有者（納税義務者）	障害者本人または障害者と生計を同一にする者
減免対象となる台数	身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台（自動車、バイク等を含む）

2. 軽自動車等の使用目的

*自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

障害者本人が運転する場合	使用目的は問いません
障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または障害者を常時介護する方が運転する場合	障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合

□減免の対象となる障害の範囲

		身体障害者本人運転の場合	生計同一者運転の場合または常時介護者の運転の場合
身体 障 害 者 手 帳	視 覚	1級～4級	1級～4級
	聴 覚	2級、3級	2級、3級
	平 衡	3級	3級
	音 声	〃	—
	上 肢	1級、2級	1級、2級
	下 肢	1級～6級	1級～3級
	体 幹	1級～3級、5級	〃
	脳原性(上肢)	1級、2級	1級、2級
	脳原性(移動)	1級～6級	1級～3級
	内 部 障 害	1級、3級	1級、3級
	免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
戦 傷 病 者 手 帳	視 覚	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴 覚	〃	〃
	平 衡	〃	〃
	音 声	特別項症～第2項症	—
	上 肢	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下 肢	〃	〃
	体 幹	〃	特別項症～第4項症
	内 部 障 害	〃	特別項症～第3項症
知 的 障 害 者	療育手帳のA 1またはA 2の交付を受けている方		
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方		

①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。

②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。

③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限りです。

④2以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断になりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

□ 提出書類および提示書類

- ①軽自動車税減免申請書（税務係の窓口にあります） ②自動車検査証または標識交付証明書
③身体障害者手帳等（原本） ④運転する方の免許証 ⑤印鑑

□ バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

○自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。

○車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。

年5月までに始まります

Q：裁判員制度とはどのような制度ですか？

A：裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の方に刑事手続のうち地方裁判所で行なわれる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めてもらう制度です。



Q：どのような事件を扱うのですか？

A：具体例は次のとおりです。

- ①人を殺した場合（殺人）
- ②強盗が人に怪我をさせ、あるいは死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③人に怪我をさせ、その結果死亡させた場合（傷害致死）
- ④ひどく酒に酔った状態で自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ⑥身代金をとる目的で、人を誘拐した場合（身代金目的誘拐）
- ⑦子供に食事を与えず、放置して死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

Q：どのような人が裁判員に選ばれるのですか？

A：衆議院議員の選挙権がある方（有権者）であれば、原則として誰でも裁判員になることができます。ただし、次のような人は裁判員になることができません。

- ①欠格理由のある人（義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く）、禁錮以上の刑に処せられた人など）
- ②裁判員の職務につくことができない人（国会議員、司法関係者、都道府県知事及び市町村長（特別区長を含む）など）
- ③その事件について裁判員になることができない人（審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など）
- ④その他不適格事由のある人（その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人）

Q：裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A：裁判員選任の流れは次のとおりです。

- ①裁判員候補者名簿の作成
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。
- ②裁判員候補者選任
裁判の6～8週間前に、事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。候補者に呼出状及び質問票を送ります。
- ③裁判員の選任
裁判当日の午前中に、裁判所で候補者から裁判員を選ぶための手続を行ないます。
- ④裁判員となる人が決定します。



Q：裁判員（候補者）は、どこの裁判所に行くのですか？

A：基本的に、お住まいの場所の最寄の地方裁判所です。

Q：裁判員等に選ばれる確率はどれくらいですか？

A：審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに300人～600人に1人が裁判員候補者になります。そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に選ばれる確率は、3,500人に1人程度となります。

裁判員制度が平成21

Q：辞退できないのですか？

A：基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

(例えば)

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会議員（ただし会期中に限る）
- ③学生、生徒
- ④5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人
- ⑤1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人
- ⑥法律等で定められた辞退事由（重い疾病や傷害、同居家族の介護・養育、事業上著しい傷害が生じるおそれがある、父母の葬式等）がある人



Q：裁判員（候補者）として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？

A：裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。企業の皆さんには、従業員が裁判員になることの意義を理解していただき、裁判員のための休暇制度など裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。

Q：交通費や食事代などは支給されますか？

A：裁判所に来ていただいた日数に応じて日当や交通費が支給されます。また、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊する場合には、宿泊料も支払われます。また、裁判員候補者として裁判所に来ていただいたものの、最終的に裁判員に選ばれなかった方についても同様です。

Q：何日ぐらい裁判に参加するのですか？

A：裁判所に来ていただく日数はそれぞれの事件により異なりますので、一概には言えませんが、約7割の事件は3日以内に終わると見込まれています。また、裁判を行なう時間は、1日5～6時間程度と見込まれています。

Q：トラブルに巻き込まれたりしないですか？

A：裁判員は法律で保護されています。裁判員の名前や住所などは公にはならないとされています。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されています。なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件については、裁判官だけで裁判をすることも法律に定められています。

Q：裁判員にはどうして守秘義務が課されているのですか？

A：裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。裁判員や裁判官の話し合いで述べた意見や経過が明らかにされると、後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなるおそれがあるからです。また、裁判員としての職務を行なう中で知った事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などは、当事者にとって他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、守秘義務の対象とされています。なお、裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがあります。

詳しくは、長野地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/nagano/> をご覧ください。

【問合せ先】長野地方裁判所 総務課庶務係 ☎026-232-4991 (代表)

国民健康保険からのお知らせ

平成20年4月1日から葬祭費が
50,000円になります。

平成20年3月31日迄
葬祭費
30,000円

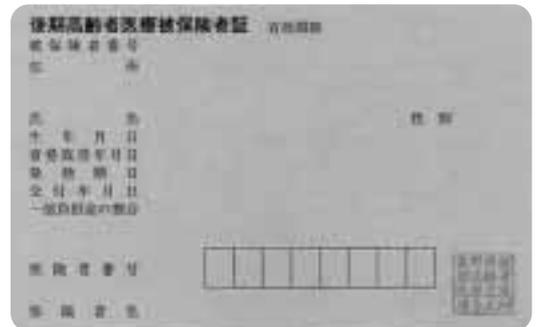
平成20年4月1日から
葬祭費
50,000円

※支給対象者は大鹿村国民健康保険の被保険者になります。

今月の1日から後期高齢者医療制度がはじまりました

保険証が変わっています

75歳以上の方（一定の障害があると認定された65歳以上の方）は保険証が変わりました。医療機関を受診する際は、右の新しい保険証をご提示ください。



保険料は年金から差し引かれます（特別徴収）

保険料の納め方は原則として、介護保険と同様に年金からあらかじめ差し引かれます。（ただし年金が年額18万円未満の方または介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は特別徴収の対象となりません。）

特別徴収

年6回の年金定期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

●前年の所得は確定するまでは仮に算定された保険料を差し引きます。

●前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて差し引きます。

普通徴収

- 年金が年額18万円未満の方
 - 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 村から平成20年7月以降に送られてくる納付書で保険料を納めて下さい。

5月1日より窓口での法律上のルールが変わります

戸籍法及び住民基本台帳法の改正により平成20年5月1日から戸籍届出と証明書の交付時に本人確認が必要となります。

窓口で申請の際に上記の書類等をご提示していただきますので、皆様のご協力をお願いします。

本人確認の書類

- 運転免許証
- パスポート
- 外国人登録証
- 住民基本台帳カード
- 健康保険証
- 各種受給者証 など





介護・高齢福祉通信



デイサービスでの短期入所サービス中止について

社会福祉協議会（デイサービス）で実施しておりました、短期入所（ショートステイ）が、平成20年4月から介護保険事業での事業を中止することになりました。

事業中止の理由は、有資格者等の人員配置ができないためです。

短期入所は、在宅介護を支えていく上で大きな役割を果たし、大勢の方が利用しています。このことは村や社協においても大変重要な事項ととらえています。

そのため、4月以降においては、社協の自主事業として夜間の宿泊事業を開始します。

利用される方には、利用料等できる限り今までと変わらない様に村及び社協で補助や運営努力をしていきますので、ご承知ください。

なお、まめ大福においても宿泊事業ができます。

介護資格取得者へ支援をします

平成20年度から介護関係の資格を取得しようとする方へ、受験料や受講料の半額を村で補助をします。65歳未満の方で、村内の事業所で就労しているか、就労を予定されている方が対象です。

補助対象となる資格は次のとおりです。

- 介護福祉士
- 介護支援専門員
- ホームヘルパー

詳しくは保健福祉課 福祉係までお問い合わせください。

社会福祉協議会に福祉車両が贈呈されました

「24時間テレビ」から大鹿村社会福祉協議会へ、福祉車両をいただきました。

車の後部からスロープで車いすで乗降できます。3月下旬からデイサービスセンターで利用者の送迎に使用しています。

幸せを運ぶ青い鳥“ハッピーバード”が目印です。



皆さんを紹介します!!

大鹿村観光協会

「信州イノベーション大賞 地域づくり賞」受賞／「南信州地域づくり大賞 峰竜太賞」受賞

平成17年より取り組んできたジビエ料理の取組みに対し、平成19年度には多くの表彰を受けた大鹿村観光協会。講習会や懇談会を重ね、観光協会加盟の各店が各々オリジナルメニューを考案し商品化に進めました。また“ジビエ”の解説とジビエ料理を掲載したガイド「大鹿ジビエ」を作成。大鹿村に新たなイメージを印象付けた積極的な取組みに対し、いろいろな部門より評価されています。



信州イノベーション大賞 地域づくり賞



南信州地域づくり大賞 峰竜太賞

大鹿村商工会青年部

「南信州 元気な森林づくり賞」受賞

大鹿村商工会青年部の皆さんは、村が日本で最も美しい村連合に加盟したことをきっかけに、大池及び周辺の村有林を観光資源として、観光協会と協力し景観整備を実施されています。その熱心な活動に対し表彰がされました。



美翔連

「南信州地域づくり大賞 奨励賞」受賞

来年で結成10周年を迎える美翔連。村の祭りはもとより地域間交流の促進に寄与すべく各地のイベントにも積極参加、大鹿村の知名度アップに寄与されています。イベントの観衆ばかりでなく、村に元気を与えています。



大鹿村消防団副団長 森下敏彦さん 「消防庁長官表彰 永年勤続功労章」受章

森下さんは、消防団員として25年9ヶ月の永きに亘り、地域の安全・生命・財産を守るため、日頃から率先して予防消防に徹するなど、熱心な活動が評価され、今回受章されました。



伊東和美さん 「第1回農村民泊おかあさん100選」認定

伊東さんは、グリーンツーリズムという言葉すら知られていない頃より、山村体験館たかやすを経営され、グリーンツーリズム事業に永年に亘り携わってきました。大鹿村でも民泊事業の先駆者的存在です。農村民泊おかあさん100選は平成19年度を第1回として農林水産省と国土交通省がオピニオンリーダーとして地域で活躍されている農林漁家民泊の女性実践者を全国で20名選定。その一人として認定されました。



今回ご紹介してない皆さんの中にも村内には村のため、影になり日なたになりご活躍されている皆さんが数多くいらっしゃいます。多くの皆さんの、日頃のご尽力を讃え感謝申し上げます。



清貞和紀医師 飯田警察署長「感謝状」授与

飯田警察署において警察業務に協力された方々に飯田警察署長より感謝状が送られました。大鹿村では、日頃変死現場において検視に携わってきた大鹿診療所の清貞和紀医師が感謝状を受け取りました。



村内で活躍されている

村議会議員

平成19年4月まで、大鹿村議会議員として重職に当たられた御三方の永年のご功績に対する表彰です。

全国町村議会議長会表彰
中川 進 前議員
在職期間16年



長野県町村議会議長会表彰
大島 伍一 前議員
在職期間20年



長野県町村議会議長会表彰
森上 武 前議員
在職期間20年



無料相談

交通事故に遭われた方の 保険金請求に関する無料相談所

わが国の交通事故の状況は、近年、死亡事故こそ減少を続けておりますが、事故件数や負傷者数は依然として極めて高水準に推移しています。こうした中、社団法人 日本損害保険協会では、交通事故に遭われてお困りの方々のために、全国に「自動車保険相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）ならび任意自動車保険の請求について、無料でご相談を受けることができます。

社団法人 日本損害保険協会長野自動車保険請求相談センター

○電話受付

☎026-226-3582

○受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後12時

及び 午後1時～午後5時

※来訪相談を希望の場合は、要事前連絡

○概要

●専門の相談員がご相談に応じます。

●弁護士による相談日もあります。（無料）（要予約）

石綿(アスベスト)による 疾病で亡くなられた 労働者のご遺族へ

石綿救済法（石綿による健康被害の救済に関する法律）の特別遺族年金・特別遺族一時金の請求は平成21年3月27日までの受付をもって終了となります。

平成13年3月26日以前に石綿による疾病で亡くなられた労働者のご遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受給していないご遺族は、石綿救済法の特別遺族年金又は特別遺族一時金を請求することができます。お心当たりの方は、まず最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

就職面接会「ふる里就職の集い飯田2009」開催のお知らせ

飯田職業安定協会、ハローワーク飯田主催の就職説明会を下記のとおり開催します。来春、大学、短大、専修学校等卒業予定の学生さんが対象です。当日は、企業の担当者と直接面談することができます。また、企業ガイドブック等の各種資料をそろえてお配りするほか、就職のご相談にも応じます。是非ご参加下さい。

記

期 日 平成20年5月23日（金）
時 間 午後1時から4時まで
場 所 シルクプラザ（飯田市育良町）

*当日ご本人の都合が悪い場合には、ご家族の方の代理参加でも結構です。

問合せ先 飯田商工会議所内、飯田職業安定協会 ☎0265-24-1234
ハローワーク飯田 ☎0265-24-8609



土砂災害警戒区域等の指定について

大鹿村では、土砂災害警戒区域等について2月下旬の住民説明会を受け、3月に土石流、急傾斜地崩壊の2種類の指定がされました。残る地すべりについては今後調査が終了した後に指定される予定です。

今後、村では、警戒避難体制の整備や洪水ハザードマップの作成など土砂災害から住民の生命を守るための方策を進めていきます。住民の皆さんも説明会でお配りした資料等を再度見直して、大雨時には県、村、気象台からの情報（土砂災害警戒情報等）を十分確認し、自らの生命を守るため日頃から準備と心構えをお願いします。

また、4月1日から特別警戒区域に該当される家屋の増改築は建築確認が必要となりますので事前にご相談下さい。

不明な点は、飯田建設事務所(☎53-0451)、役場産業建設課(☎39-2001)へお問い合わせください。



＜土砂災害警戒区域＞……………土砂災害の恐れのある区域

＜土砂災害特別警戒区域＞………建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域

指定された内容は、下記のとおりです。

自然現象の種類	指 定 対 象 区 域	
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土 石 流	梅の木沢他38箇所	梅の木沢他26箇所
急傾斜地の崩壊	女高(1)他245箇所	女高(1)他222箇所

土砂災害防災訓練が実施されます

近年台風や梅雨前線豪雨などにより各地で土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われています。大鹿村においても土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が設定されたことを踏まえ、土砂災害に対する防災訓練を実施することとなりました。

つきましては、来る6月1日(日)午前8時より12時までの間、上市場・下市場地区を中心に、桐久保沢川より土石流が発生するとの想定で、地域住民への情報伝達、避難・誘導訓練を行います。

今後、訓練計画が進められますのでご承知おきをいただき、多くの方々の参加協力をお願いいたします。





ろくべん館だより Vol.15

『ある限界集落の試み』

遠山郷のある集落の話である。かつては十二、三軒あった世帯も、今や残るは二軒。近頃話題の「限界集落」どころではない、「消滅寸前」の集落である。その集落で、こんな事業が始まっている。

空き家となった民家の一つを改修し、山村生活を体験してみたい人たちを受け入れ、山村の景観や生活を味わってもらい、地域の人たちと交流を図る拠点としようという試みである。宿泊は一泊二〇〇〇円、サービスを期待するような宿泊施設ではない。夕方になっても自分で動かない限り、夕飯は出てこない。

そのかわり宿泊者に山村生活体験の一つとして、放置され荒れてしまった畑の開墾を手伝ってもらい、作付けして収穫できた作物は宿泊者が利用できることになっている。生活体験としては、畑作業の他に囲炉裏の火を使って煮炊きするといった生活技術から、里山や水場の整備、民家の改修作業などというちよつとハードな労働まで用意されている。つまり体験してもらうことは、特別なことではなく、山村の人々が日々の暮らしの中で行ってきたことなのである。

「田舎暮らしをしたい」と理想を抱いている人たちにとつて、ここでの山村生活体験は田舎暮らしの良さも厳しさも合わせて、現実を知る手がかりになるかもしれない。またこういう土地で暮らすには、自分たちの暮らしを営むだけでなく、集落を構成する一員としての自覚や責任感が必要だと感じることもできるかもしれない。参加者は生活体験をすると同時に、二軒だけでは不可能になった集落の維持を手助けすることにもなるのである。参加者の中には、そういった作業を辛いかつつまらなさと感じるだけの人もあるだろうが、土や植物や地元の人と触れながら労働することを楽しんだり満足感を感じ取る人もあるはずだ。そして最終的なねらいとしては、千に一人でも万に一人でも、その土地で生活したいという人が出てくれば、という望みを持つての試みなのである。

これを運営するに当たつての主役は地元の人、つまりその二軒の家族。宿泊施設を管理するのも、集落内を案内するのも、畑の耕し方を教えてくれるのも、囲炉裏の火の焚き方を教えてくれるのも隣のおじさんやおばさんということになる。

自然との触れ合いを求めてやってくる人たちにとつて、ここは癒しの場となり自然と共存する生き方を学ぶ場となるであろう。受け入れる側の地元の人々も自分たちの暮らし方、住んできた土

地、自然の恵み、自然と共存する中で身につけてきた知識や技術といったものを誇りに感じられるかもしれない。人と人との触れ合いによつて、双方が元気になるのではないだろうか、そんなふうに思える試みである。

ちようど、こんな芝居を飯田市で上演する計画がある。

それは『約束の水』という物語で、ミツコという日系ブラジル人の若い娘が、祖母が亡くなる前に懐かしがった日本の故郷の湧き水を探しに、ある山村を訪れることから始まる。住民が集団移住して廃屋ばかりが残る山奥の集落で、ミツコはある老人と出会う。老人は息子のいる町に住んでいるが、妻を亡くして以来、かつての山の我が家を訪れることが多くなつた。息子からは呆けた老人扱いされながらも、「ゲートボールやったら呆けんと言おうが、ただ長生きするためにゲートボールやるといふのが俺には出来ない。やっぱり体が言うことを聞く間は畑をやつたり、山を歩いたりする方がいい」と、自分の居場所を求めて山に帰りたいと思つている。ミツコの言う『約束の水』という名の水場の話を聞いて、老人の遠い記憶をたどるうちに、ミツコの祖母が十一歳で家族とブラジルへ移民する時に、担任の先生がみんなを『約束の水』まで連れて行き、お別れの会をしたのだという。

ミツコの湧き水探しに協力しようと、『約束の水』のあつた場所を思いめぐらせてみるのだが、山は削られたり埋め立てられたり道路ができたりして、昔の水場のあつた頃の面影はなくなつていく。集落のかつての姿を一生懸命思い起こし、水場を探し出すとすると老人を見て、息子夫婦も孫も、老人が実に生き生きと始めたことに気づかされる。ついには家族や周囲の人々の協力を得て、『約束の水』を探し当て、水場を復活させる夢を語るところで物語は終わる。

ところで、この物語の後、はたして老人は山奥の集落で望み通りの幸せな余生が送れたのだろうか？「この地域は将来性がある。過密化した都市では人間らしい生活ができなくなるからな。やっぱり田舎の暮らしが見直されるよ」という登場する一人の村人の言葉のように、集落は再生して行っただろうか？

その後の物語は、舞台を私たちの住む地域に移して進行することになるのだろうか。おそらく遠山郷での試みは、その舞台の一つなのだと思う。

平成十九年

人事異動



小学校関係

転出

教頭 宮澤 賢司

教諭 箕輪町立箕輪北小学校

教諭 西村 昇

教諭 清水 隆男

教諭 飯田市立松尾小学校

教諭 飯田市立松尾小学校

退職

用務員 神崎 みえ子

転入

教頭 橋枝 英紀

教諭 石井 克之

教諭 飯田市立鼎小学校

教諭 遠山 宏子

教諭 高森町立高森南小学校

新規採用

用務員 古川 密子

中学校関係

転出

教諭 正谷 晴邦

教諭 大町市立仁科台中学校

事務主任 田中 冬輝

事務主任 諏訪市立城北小学校

転入

教諭 柳田 溪太

教諭 松本市立丸の内中学校

講師 永田 佳奈子

講師 佳奈子 (採用)

事務主任 松下 啓美

事務主任 飯田市立東中学校

役場関係

3月31日付退職

筒井 水穂

中山 和子 (大鹿村診療所)

(住民税務課課長補佐兼任住民係長)

3月31日付派遣終了

武井 新彦

(諏訪建設事務所総務課へ)

永瀬 智宏

(県庁林務部森林づくり推進課へ)

小原 清之

(飯田広域消防本部座光寺分署へ)

4月1日付新規採用

住民税務課 太田 真作

産業建設課 池田 洸一

4月1日付派遣研修

産業建設課 青木 則裕

(下伊那地方事務所林務課)

総務課 片桐 勝浩

(飯田広域消防本部伊賀良消防署)

異動

住民税務課住民係長

森上 安弘

(産業建設課建設水道係長)

産業建設課建設係長

磯部 孝行

(大鹿村農業委員会出向)

総務課企画係長

足助 義則

(産業建設課振興係長)

神崎 鋭介

(産業建設課建設水道係)

保健福祉課福祉係長

北島 泰治

(保健福祉課福祉係)

大鹿村農業委員会出向

今村 勝利

(大鹿村教育委員会出向)

大鹿村教育委員会

社会教育係長

北村 尚幸

(大鹿村教育委員会係長)

大鹿村診療所

筒井 水穂 (臨時職員)

保健福祉課兼

大鹿村教育委員会

中山 和子 (臨時職員)

丸山 翔 (臨時職員)

農業改良普及員

木下 倫信

(下伊那普及センター)

転出

柳沢 俊一

(佐久農業改良普及所)

大鹿村山岳遭難救助隊長

小原 寿夫

国土交通省

天竜川上流河川事務所

小渋川砂防出張所

転出

技術係長 上山 浩司

(三重河川国道事務所)

転入

技術係長 勝又 祐希

(飯田国道事務所)

小渋治山事業所

転出

技官 小林 慶祐

(東信森林管理署)

転入

技官 仲上 曜次郎

(豊丘森林事務所)

消防団関係

団長

副団長 松尾 勲

副団長 森下 敏彦

副団長 神崎 鋭介

副分団長 北島 泰治

副分団長 駒瀬 工

副団長兼旗手

機関長 田中 康啓

救護長 片桐 豊弥

第一班長 田中 靖

第二班長 湯沢 信行

第三班長 菅沼 孝哲



転退職員挨拶



武井 新彦

総務課企画係長として二年間お世話になりました。

役場で職員の皆様と一緒に行政事務に携わることによって、県庁では見えなかった小規模な自治体の実情を理解することができました。特に、村民の皆様と行政とが力を合わせて取り組んでいる「日本で最も美しい村」づくりについては、「地方自治の原点をみたような思いがしました。」

「日本で最も美しい村・大鹿村」の景観、環境、歴史、文化は日本国民の共有財産であり、これをしっかりと守り、次世代に引き継いでいくことが大切です。村井知事のテーマは「市町村が主役の輝く長野県へ」です。日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、小規模な自治体が存続していくことは決して容易なことではありませんが、村民の皆様が協力することで途は開けてくるものと思います。私も大鹿村のため

に役立つことがあれば、これからも微力ながら協力させていただきます。二年間お世話になったすべての皆様に深く感謝し、お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。



永瀬 智宏

県派遣研修職員として産業建設課農林係におきまして、二年間という短い期間でしたが公務はもちろん日常生活におきましても大変お世話になりました。村での生活は不安なところもありましたが、様々な経験をさせていただき、温かい村民の皆様のお蔭で有意義な生活が送れました。高校卒業から働きはじめた私にとっては、生まれ育った村よりも住民として楽しく生活ができたので、寂しい気持ちでいっぱいです。

四月から県庁勤務となり不安もありますが、村での経験を胸に頑張りたいと思います。本当にお世話になりました。



小原 清之

派遣研修職員として役場総務課で二年間お世話になりました。消防防災業務に限らず、数々のイベントの運営に携わり、また、美しい村としての美化活動などを通して、たくさんの方々にもふれあい、多くのことを学ぶことが出来ました。

四月からは消防署に戻り、火災・救急の予防に努めるわけですが、こちらで学んだことを活かしていきたいと思えます。

大変お世話様になりました。



中村 章映

九年間お世話になりました。福祉関係の部署に比較的長く勤務した後、税務係に異動しました。村民の皆様には、職務上無理なお願いをしたこともあり、大変申し訳ありませんでした。しかし、皆様がともやさしく、業務へも積極的にご協力くださり、そのおかげで勤めることができました。本当にありがとうございました。



柳澤 俊一

この度、少し長い旅に出ることになりましたが、私たちが家族はこれからもどこにいても大鹿の人間です。大鹿村の風景、お世話になった皆様の人柄や思い出を大切に暮らしていきます。これからもどうかよろしくお願いたします。

駐在普及員として二年間、大変お世話になりました。初めての南信、単身赴任と初めてだらけの大鹿村駐在でしたが、役場のみなさんや村民のみなさんに優しく迎えていただき、自然に囲まれた村で初めての体験をいろいろさせていただき、他では得られない経験は大きな財産となりました。

力足らずで迷惑をかけたこともあったかと思いますが、大鹿村のますますの発展を願って、転勤の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

三遠南信トップ対談の開催

三遠南信地域の住民、大学、経済界、行政が一緒になって策定した三遠南信地域連携ビジョン。本年度からビジョンに基づいた県境連携を進めます。今後の推進に当たって、県境連携のあり方等について東三河、遠州、南信州地域の経済界と行政の代表が対談します。

- ◆と き 5月13日(火) 13:30~17:00 (13:00開場)
- ◆と ころ 豊橋市公会堂(豊橋市八町通二丁目22番地)
- ◆内 容 基調公演:大西 隆(東京大学教授/国土審議会委員)
パネルディスカッション:鈴木浜松市長、早川豊橋市長、牧野飯田市長
御室浜松商工会議所会頭
磯村豊橋商工会議所会頭
宮島飯田商工会議所会頭
- ◆参加申込 事前に電話連絡の上、直接開場へ

南信州のさくらの名所 大鹿村 大鹿さくら祭り

三千本の桜と南アルプス赤石岳の眺望

会場
大西公園

平成20年4月19日(土)

雨天:20日(日) 一部イベントの変更もあります

ライトアップ情報
4月上旬～
開花、散り時期にあわせ
夜9時まで



お祭りの日程

- ★10時 = 祭りの開会宣言オープニング演奏
- ★10時05分 = 桜の下コンサート さくらの花の下、美しい演奏をお楽しみください
森本・熊谷さんお二人によります電子ピアノ、エレクトーンの演奏です。
- ★10時45分 = 鹿塩の獅子舞(鹿塩地区郷土芸能保存会)
- ★11時05分 = 第6代大鹿さくらの女王の紹介
- ★11時15分 = 桜ゆみ歌謡ショー
熱唱!!日本の心にふれる-桜ゆみの演歌-
皆様おなじみの演歌をお楽しみください。
- ★12時15分 = カラオケ大会(公民館)
皆さんの自慢ののどを是非桜の下で聞かせて下さい。
- ★13時30分 = よさこいソーラン(美翔連)
- ★14時00分 = 大鹿太鼓(大鹿太鼓愛好会)



さくらの花の期間の売店

ビール・お酒・ジュース
おでん・うどん・五平餅 etc
皆さん是非ご利用下さい

問合せ先:
大鹿村役場 産業建設課
電話0265(39)2001
kanko@vill.ooshika.nagano.jp

◆主催:大鹿さくら祭り実行委員会◆

さくらの開花情報をネットで配信 <http://www.ooshika.com> 映像と写真でお伝えします

あんなこと こんなこと カメラリポート

「太鹿小学校6年生 大西公園桜卒業記念植樹」

朝から春雨がしとしと降り
続く3月10日。卒業式を間近に
ひかえた小学校の6年生が桜の
会の皆さんと共に、大西公園で
桜の植樹をしました。「将来故
郷を離れても、桜の時期には大



鹿村を思って頑張って欲しい。」桜の会の会長さんより、
そんな激励の言葉を受けました。



「ひよこクラブと楽姓クラブ 郷土食の講習会」

ひよこクラブの若い
お母さん達の活動は、と
ても盛んです。今回は、
楽姓クラブの皆さんと
郷土食の講習会を行い、
おふくろの味の伝授を
うけました。



村の行事予定

4月

- 4月19日 大鹿さくら祭り
- 4月22日 段ボール・牛乳パック収集
- 4月29日 河川一斉清掃

5月

- 5月3日 大鹿歌舞伎春の定期公演
- 5月上旬 育林祭
- 5月27日 チラシ・雑誌収集
- 5月29日 その他プラスチック収集
- 5月下旬 埋め立てごみ収集

6月

- 6月3日 その他紙収集
- 6月5日 開山式
- 6月17日 新聞紙収集
- 6月22日 粗大ごみ収集
- 6月下旬 交通安全協会草刈作業

7月

- 7月22日 段ボール・牛乳パック収集
- 7月下旬 中央構造線サイクリング大会
- 7月下旬 埋め立てごみ収集